

小田原市教育委員会定例会議事録

- 1 日時 平成28年2月23日(火)午後7時00分～午後7時45分
場所 小田原市役所 6階 601会議室

2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 吉田 真理
2番委員 栢 沼 行 雄 (教育長)
3番委員 萩 原 美由紀 (教育委員長職務代理者)
4番委員 和 田 重 宏 (教育委員長)
5番委員 山 口 潤

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- 教育部長 内 田 里 美
文化部長 諸 星 正 美
教育部副部長 露 木 幹 也
教育部管理監 松 本 弘 二
文化部副部長 安 藤 圭 太
文化部副部長 杉 崎 貴 代
教育総務課長 柏 木 敏 幸
保健給食課長 松 浦 仁
教育指導課長 市 川 嘉 裕
指導・相談担当課長 石 井 美佐子
教職員担当課長 菴 原 晃
生涯学習課長 友 部 誠 人
文化財課長 大 島 慎 一
図書館長 古 矢 智 子
スポーツ課長 川 口 博 幸
青少年課長 石 井 聡
教育指導課指導主事 楠 喜久子
教育指導課副課長 吉 田 文 幸
教育指導課学事係長 田 村 直 美
教育総務課施設係長 来 原 雄 一
教育総務課主査 安 藤 良 徳

(事務局)

- 教育総務課総務係長 高 瀬 聖

4 議事

- 日程第1 報告第4号 事務の臨時代理の報告（小田原市職員の退職管理に関する条例）
について（教育総務課）
- 日程第2 報告第5号 事務の臨時代理の報告（小田原市附属機関設置条例の一部を改正
する条例）について（教育指導課）
- 日程第3 報告第6号 事務の臨時代理の報告（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に
関する条例の一部を改正する条例）について（教育指導課）
- 日程第4 報告第7号 事務の臨時代理の報告（小田原市常勤の特別職職員の給与に関す
る条例等の一部を改正する条例）について（教育総務課）
- 日程第5 議案第3号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について（教育指導課）
- 日程第6 報告第2号 事務の臨時代理の報告（平成28年3月補正予算）について
【非公開】（教育総務課）
- 日程第7 報告第3号 事務の臨時代理の報告（平成28年度予算）について【非公開】
（教育部・文化部・子ども青少年部）
- 日程第8 議案第2号 校長及び教頭の人事異動の内申について【非公開】（教育指導課）

5 議事等の概要

- (1) 委員長開会宣言
- (2) 1月定例会議事録の承認…栢沼委員報告
- (3) 議事録署名委員の決定…萩原委員、山口委員に決定

和田委員長…それでは、議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。報告第2号「事務の臨時代理の報告（平成28年3月補正予算）について」及び、報告第3号「事務の臨時代理の報告（平成28年度予算）について」は、予算に関する事件であり、議案第2号「校長及び教頭の人事異動の内申について」は、人事に関する事件ですので、その性質上、これを非公開にいたしたいと存じます。本議案を非公開とする件について、採決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

和田委員長…ご異議ありませんので、採決いたします。報告第2号、報告第3号及び議案第2号を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

和田委員長…全員の賛成により、報告第2号、報告第3号及び議案第2号は、後ほど非公開での審議といたします。

(4) 日程第1 報告第4号「事務の臨時代理の報告（小田原市職員の退職管理に関する条例）について」（教育総務課）

提案理由説明…教育長、教育総務課長

栢沼教育長…それでは、報告第4号「事務の臨時代理の報告（小田原市職員の退職管理に関する条例）について」をご説明申し上げます。これは、小田原市職員の退職管理に関する条例のうち、教育委員会に関する部分について、市長に対し原案のとおり同意する意見の申出をいたしました。これは、改正前の小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則、第3条第1項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかつたため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。細部につきましては、所管からご説明申し上げます。

教育総務課長…それでは、私から、報告第4号「事務の臨時代理の報告（小田原市職員の退職管理に関する条例）について」をご説明申し上げます。お手元の資料、報告第4号の資料、3ページをお開きいただきたいと存じます。

本条例は、平成26年5月に公布されました「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」の施行に伴い、同法の規定に基づき、職員の退職管理、すなわち離職した職員の再就職情報の管理、再就職者の行動規制等について必要な事項を定めるため制定するものでございます。内容といたしましては、離職後2年間、営利企業等の役職員の地位に就いた場合には、任命権者である市長に速やかに届け出ることとされるとともに、営利企業等へ再就職した者は、離職前5年間に在籍した職場に属する職員への働きかけ等が、離職後2年間禁止されるものでございます。また、本条例の対象となる職員には、本市の小学校及び中学校に配置された県費負担教職員が含まれております。これは、今回の地方公務員法等の一部改正におきまして、県費負担教職員に対して退職管理に係る地方公務員法の規定を適用する場合には、本来であれば「任命権者」、都道府県の教育委員会で、神奈川県ならば神奈川県教育委員会になりますが、その「任命権者」を「市町村教育委員会」に読み替えて適用するとされたことに伴う措置でございます。本条例の施行は、平成28年4月1日を予定しております。以上で、報告第4号「事務の臨時代理の報告（小田原市職員の退職管理に関する条例）について」の説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

- (5) 日程第2 報告第5号 事務の臨時代理の報告(小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例)について (教育指導課)
- 日程第3 報告第6号 事務の臨時代理の報告(小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例)について (教育指導課)

提案理由説明…教育長、教育指導課長

栢沼教育長…それでは、報告第5号「事務の臨時代理の報告(小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例)について」及び報告第6号「事務の臨時代理の報告(小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例)について」をご説明申し上げます。これは、就学指導委員会の名称を就学支援委員会に変更することに伴う条例の改正について、市長に対し、原案のとおり同意する意見の申出をしました。これは、改正前の小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかったため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。細部につきましては、所管からご説明申し上げます。

教育指導課長…それでは、私から報告第5号「小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例」及び報告第6号「小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

まず、変更の背景といたしまして、平成24年7月の中央教育審議会初等中等教育分科会におきまして、「就学指導委員会では児童生徒の就学先の決定のみならず、入学後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、就学指導委員会から教育支援委員会等への名称変更が適当」との報告がなされました。また、平成27年2月に開催いたしました小田原市特別支援教育推進会議におきましても、就学指導委員会の名称変更が適切とされました。これをふまえまして、「小田原市就学指導委員会」の名称を「小田原市就学支援委員会」に変更するため、小田原市附属機関設置条例の一部改正を今回の市議会3月定例会に上程したものでございます。

報告第5号につきましては、資料1ページをご覧ください。現在、小田原市の附属機関として設置されております「小田原市就学指導委員会」の名称を「小田原市就学支援委員会」に変更するとともに、改正前の設置目的であります「心身の障害等で特別な配慮を必要とする学齢児童または学齢生徒に対する適正な就学指導に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、

その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること」のうち、下線にあります「適正な就学指導」を改正後「適切な就学支援」に変更するものでございます。名称と併せまして、この内容のところも一部変更させていただくものです。

次に、報告第6号「小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、報告第6号の資料1ページをご覧ください。小田原市就学指導委員会の名称変更にもないまして、小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例について、特別職職員の区分を「小田原市就学指導委員会」から「小田原市就学支援委員会」に変更するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(質 疑)

萩原委員…名称が変わるということで、内容にとっても合っているものになったと思います。就学指導委員会では、指導されるというイメージがあり、保護者からすると進路が決められてしまうというイメージがとても強かったのです。支援をするという意味で、就学支援委員会に変わり、とても良かったと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(6) 日程第4 報告第7号 事務の臨時代理の報告（小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）について

(教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育総務課長

栢沼教育長…それでは、報告第7号「事務の臨時代理の報告（小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）について」をご説明申し上げます。これは、小田原市の常勤の特別職職員の給与に関する条例等について、市長に対し、原案のとおり同意する意見の申出をしました。これは、改正前の小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかったため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。細部につきましては、所管からご説明申し上げます。

教育総務課長…それでは、私から報告第7号「事務の臨時代理の報告（小田原市常勤の特別

職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例) について」ご説明申し上げます。お手元の資料5ページをお開きいただきたいと思います。

本条例は、平成27年度の人事院勧告を受けて改正されました国家公務員の給与制度に準じ、教育長に支給する期末手当の支給割合を引き上げるため改正するものでございます。内容でございますが、現行の期末手当の支給割合は、表に記載してありますとおり、6月期が「100分の140」と、12月期が「100分の155」と定められております。この支給割合につきまして、平成27年度においては12月期分を「100分の160」に引き上げ、平成28年度以降においては6月期分を「100分の142.5」に、12月期分を「100分の157.5」にそれぞれ改定しようとするものでございます。なお、本条例の適用につきましては、平成27年度12月期の期末手当の支給割合の引上げは平成27年12月1日に遡って適用し、平成28年度以降の期末手当の支給割合の改定につきましては、平成28年4月1日を予定しております。以上で、報告第7号「事務の臨時代理の報告(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例) について」の説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(7) 日程第5 議案第3号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について

(教育指導課)

提案理由説明…教育長、教育指導課長

栢沼教育長…それでは、議案第3号「学校教育法施行細則の一部を改正する規則について」をご説明申し上げます。これは、学校教育法施行細則の一部を改正することについて、議決を求めるものでございます。細部につきましては、所管からご説明申し上げます。

教育指導課長…それでは、議案第3号「学校教育法施行細則の一部を改正する規則について」をご説明申し上げます。資料1ページからご覧ください。1ページから4ページまでが改正後の表記となっております。5ページ以降が、改正前の表記とさせていただきます。本規則につきましては、新たな宅地開発等に伴いまして生じた地番を通学区域に追加をするほか、所要の規定の整備を行うものでございます。下線を引いた部分が改正の箇所となっております。一例を申し上げますと、2ページをお開きください。富水小学校の下から3行目、最後の新屋という地名の最下段「263番地」に下線が引いてございます。ここの番地につきましては、「富水小学校、泉中学校」の通学区域に追加をする、というように変更させていただいているものでございます。このような所要の規定の整

備を行うものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(質 疑)

和田委員長…線が引かれているところが新しくなったところですね。随分たくさんあるのですね。

教育指導課長…はい、その通りでございます。

和田委員長…委員の皆さん、どうですか。

萩原委員…資料が多くて分かりづらいですね。

和田委員長…正直、資料を見尽くすことができないですね。何か特別に付け加えて説明することはありますか。

教育指導課長…はい。これまでの表記の地番の関係ですので、飛地がありましたところ等の整合を図らせていただく部分もございました。また、新たな地番がついたところも整合させているところを記載させていただいております。

和田委員長…新たな地番というのは、なぜ突然出てくるのですか。

教育指導課長…これまで宅地でなかったところの開発による住居表示です。

和田委員長…住居表示ですか。

文化部長…家が建たなければ、住居表示というのはおけないのです。

和田委員長…そういうことですか。

文化部長…何番、何号というのは、住居表示です。何も無いところに住宅が建てば、そこには新しい番号がつけます。

和田委員長…なるほど。萩原委員、よろしいでしょうか。おわかりいただけましたか。

萩原委員…それによって、児童生徒の通う学校が変わってしまうということはあるのでしょうか。

教育指導課長…変わるということはないです。

萩原委員…それはないのですね。

教育指導課長…はい、その通りでございます。

山口委員…4ページの城山中学校の下から6行目の右側で「31番 城山二丁目1番1号」に下線があるのですが、8ページの改正前とどこが変わったのかを教えてください。

教育総務課長…こちらは、元の表を見ていただくと、31番の次に点「、」が入っております。この表の記載方法は、同じ字名であれば点で区切り、違う字名となる場合には、空白で表記しております。ご指摘の箇所は、誤って点を表記してしまっていることから、改正させていただいたものです。これは、表記上の整理でございます。

山口委員…わかりました。

和田委員長…質問があつて、私たちもわかりました。ありがとうございます。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

和田委員長…それでは、先ほど非公開とすることにいたしました案件以外の議題は終了いたしましたので、非公開とすることにいたしました案件を審議いたします。関係者以外の方は、ご退席ください。

(関係者以外退席)

(8) 日程第6 報告第2号 事務の臨時代理の報告(平成28年3月補正予算)について
【非公開】 (教育総務課)

日程第7 報告第3号 事務の臨時代理の報告(平成28年度予算)について
【非公開】 (教育部・文化部・子ども青少年部)

提案理由説明…教育長、教育総務課長

(9) 日程第8 議案第2号 校長及び教頭の人事異動の内申について【非公開】
(教育指導課)

提案理由説明…教育長

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(10) 委員長閉会宣言

平成28年3月18日

委員長

署名委員（萩原委員）

署名委員（山口委員）